別資産等」という。）に係る債務を負担する者その他実質的に当該間接的信用供与等を受けている者に対する信用の供与等とみなして、金融庁長官が定める方法により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものとする。ただし、当該方法により計上され、又は算出される個別資産等ごとの信用の供与等の額が銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資本の額の一万分の二十五に相当する額を下回る場合又は当該方法により信用の供与等の額を計上し、若しくは算出することが不適当である場合として金融庁長官が定める場合は、この限りでない。

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等の額（次項及び第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

2　［一～八　略］

　金庫が、自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率をいう。）を算出する場合において、担保、保険、債務の保証その他の金庫の同一人に対する信用の供与等に係る債権を保全するために提供された手段として金融庁長官が定める手段（以下この項において「信用リスク削減手法」という。）を適用するときは、前項の規定にかかわらず、当該同一人に対する単体信用供与等総額を計算するに当たり、当該同一人に係る前条各項の規定により計上され、又は算出される信用の供与等の額の合計額から信用リスク削減手法により保全される額を控除するものとする。この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等（当該信用リスク削減手法に係る発行者がある場合にあつては、当該発行者。以下この項において「担保等提供者」という。）に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。ただし、信用リスク削減手法のうち金融庁長官が定めるものについては、当該信用リスク削減手法により保全される額を信用の供与等とみなして担保等提供者に対する他の信用の供与等と合計して計算することを要しない。

3　［略］

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第百十七条　銀行法第十三条第二項前段に規定する当該金庫と内閣府令で定める特殊の関係のある者は、当該金庫の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第百十九条の二において同じ。）とする。

［号を削る。］

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十八条　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　当該金庫について第百十五条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該金庫の子法人等について第百十五条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（銀行法第十三条第一項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十五条　金庫の同一人（銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条から第百十九条までにおいて同じ。）の額（第百十八条第二項第一号において「単体信用供与等総額」という。）は、同一人に係る前条各項の規定により計上又は算出される信用の供与等（金庫その他の金融庁長官が定める者に対する債権債務の決済が同日に行われるものを除く。）の額の合計額から当該同一人に係る次の各号に掲げる額の合計額を控除して計算するものとする。

［一～八　同上］

［項を加える。］

2　［同上］

（当該金庫と特殊の関係のある者）

第百十七条　銀行法第十三条第二項前段に規定する内閣府令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該金庫の子法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

二　当該金庫の関連法人等（金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号において同じ。）

（銀行法第十三条第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第百十八条　［同上］

2　［同上］

一　当該金庫について第百十五条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　当該金庫の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第百十五条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　同上］